

公募についての説明書

1 件 名

記帳指導最終回における決算及び申告指導等の講師の業務委託（区分1～4）

2 仕 様

「仕様書」のとおり

3 契約予定期間

契約締結の日から令和9年2月19日

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(5) 事前提出書類を期限までに提出し、当局の承認を受けていること。

5 提出書類

提出書類の作成等にかかる一切の費用は、申込者の負担とする。

(1) 事前提出書類

イ 会社案内等（パンフレット可）

ロ 別紙1－1又は1－2「講師（税理士）を確実に確保できることを証する書類」

(2) 申込時提出書類

イ 別紙2「申込書」

ロ 別紙3「指名停止等に関する申出書」

ハ 別紙4「誓約書」（役員等名簿を含む。）

ニ 見積書（区分ごとに作成すること。）

6 提出書類の提出期限及び提出場所

(1) 事前提出書類

イ 提出期限 令和8年10月6日（火） 10時00分

ロ 提出場所 東京国税局 課税第一部 個人課税課 監理第3係

(2) 申込時提出書類

イ 提出期限 令和8年10月13日(火) 10時00分

ロ 提出場所 東京国税局 総務部 会計課 経費第1係

7 公募の実施方法

- (1) 公募に参加しようとする者は、募集の公示及び公募についての説明書の内容を十分承知しておくこと。
- (2) 疑義がある場合は、下記11(2)の問合せ先に説明を求めることができる。
- (3) 申込書提出後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 見積書等の金額は、「仕様書」に定める業務に係る一切の費用を含んだ総価とし、見積金額以外の追加費用は発生しないものとする。
なお、見積書の金額は、消費税等を含むものとし、宛先名は「支出負担行為担当官 東京国税局総務部次長」とする。

8 申込書の無効

本説明書に示した資格のない者の申込書は無効とする。

9 契約予定者の決定方法

- (1) 申込みが1者の場合
当方の仕様に合致している場合で、かつ、見積金額が当方の予定価格の範囲内である場合は、当該申込者を契約予定者に決定する。
- (2) 当方の仕様に合致している申込みが2者以上の場合
本件公募においては契約予定者を決定せず、別途、一般競争入札を行う。

10 契約書作成の要否

- (1) 契約締結に当たっては、「契約書(案)」により契約書を作成するものとする。
- (2) 契約締結後、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づき、契約の相手方の商号又は名称及び住所、契約金額等について、公表するものとする。
また、当該契約書については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第4条に定める開示の請求があった場合には、同法に基づき開示する。

11 その他

- (1) 提出書類
イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
ロ 一旦受領した書類は返却しない。

ハ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、契約担当官等が特に必要を認めた場合を除き認めない。

(2) 問い合わせ先

イ 手続きに関する問い合わせ先

東京国税局 総務部 会計課 経費第1係

【電話】03-3542-2111 内線 2236 【担当】大城 瑞己

ロ 仕様に関する問い合わせ先

東京国税局 課税第一部 個人課税課 監理第3係

【電話】03-3542-2111 内線 2642 【担当】池田 雄星

(3) 「公募についての説明書」の取扱い

本説明書は、「記帳指導最終回における決算及び申告指導等の講師の業務委託（区分1～4）」のためのものであり、本説明書を他の目的に使用することは禁止する。

(4) その他

本説明書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

なお、本説明書については、受託者を除き、提出期限後速やかに破棄することとし、紙で提出する部分以外は複写してはならない。